

## 消費者団体訴訟制度による差し止め請求訴訟の提起にあたっての声明

2008年4月8日

適格消費者団体 特定非営利活動法人  
消費者支援機構関西 理事長 榎 彰徳

2007年6月から「消費者団体訴訟制度」がスタートしました。この制度は、内閣総理大臣の認定を受けた「適格消費者団体」が、1人ひとりの消費者に代わって、消費者契約法に違反する事業者の行為の差し止めを求める訴訟を認めるものです。

私たち、特定非営利活動法人消費者支援機構関西（以下、KC's：ケーズと呼ぶ）は、2007年8月23日、消費者団体訴訟制度を担う適格消費者団体として、内閣総理大臣から認定を受けました。私たちは、この制度を消費者が安心して生活できる社会を実現するために活用していきたいと考え、これまでも不当な勧誘行為や不当な条項の是正を求める活動に取り組んできました。

本日、KC'sとして初めて、この制度を活用した差止訴訟を提起しました。消費者との間の金銭消費貸借契約において、借主である消費者が、最終弁済期日前に完済する場合、元金・期限までの利息に加え、弁済する残元金の3パーセントを早期完済違約金として支払わなければならないとする条項を使用しないよう貸金業者であるニューファイナンス株式会社に求めました。実質的には、貸付利率や早期完済の時期によって利息制限法や出資法にも違反する高利を消費者に負担させる契約条項ですので、消費者の利益を一方的に害する契約条項であって、消費者契約法10条により無効と判断されうるものです。

また、同社の早期完済違約金条項は、個別訴訟において既に当該条項を無効とする確定判決が存在します。同社は、KC'sからの申入れ（裁判外の差止請求）に対しても一切回答をされず、今後も当該条項を消費者との契約において継続して使用されるおそれが高いことは明らかです。

したがって、KC'sは、消費者契約法12条3項に基づき、早期完済違約金条項を内容とする金銭消費貸借契約の締結行為の差止及び同行為の予防措置を請求したものです。

私たちは、消費者、消費生活相談員、消費者団体、学者、弁護士、司法書士が参加する適格消費者団体として、引き続き不当な勧誘行為や不当な契約条項の是正を求める活動を推進し、今後も消費者団体訴訟制度を活用し、消費者被害の未然防止・拡大防止や消費者の権利を具体的に実現していく諸活動に積極的に取り組んでいきます。